

事 務 連 絡
平成13年1月22日

各 検 疫 所 御 中

医薬局食品保健部監視安全課

シガテラ毒魚の取扱いについて

標記については、平成5年7月20日付事務連絡により食品衛生法第4条第2号違反に該当する魚種を示しているところですが、別添のとおり輸入時のシガテラ毒魚の取扱いについて取りまとめましたので、業務の参考として送付します。

(別添)

輸入時のシガテラ毒魚の取扱いについて

- 1 平成5年7月20日事務連絡において、食品衛生法4条違反と判断している6魚種

- ・アカマダラハタ
- ・アマダレドクハタ
- ・オニカマス
- ・バラハタ
- ・バラフエダイ
- ・フエドクタルミ（ヒメフエダイ）

- 2 平成6年以降、食品衛生法4条違反と判断している4魚種

- ・アオノメハタ
- ・オジロバラハタ
- ・マダラハタ
- ・オオメカマス

- 3 平成6年以降、条件付きで輸入を認めている魚種

○輸出国側の特定海域内で捕獲された同種が常食され、かつ食中毒の発生がないこと及びシガトキシンの検査を実施し無毒であることが証明されれば輸入を認める。

- ・キツネフエフキ
- ・イッテンフエダイ
- ・ニセクロホシフエダイ
- ・アオチビキ
- ・ナミフエダイ
- ・アカマツダイ
- ・ハマフエダイ

○シガテラ毒魚ではないこと、現地で一般に食用とされ食中毒が発生していないこと書類提出があれば輸入を認める。

- ・コブフエダイ

- 4 その他の魚種については、個別に判断。